

## 農林水産省における外部の労働者等からの公益通報等の運用実績について

- 農林水産省では、公益通報者保護法及び「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（平成17年7月19日関係省庁申合せ）の趣旨を踏まえ、外部の労働者等からの公益通報等に適切に対応するための手順を定め、公益通報者等の保護を図り、事業者の法令遵守を推進しています。
- 本制度で受け付ける通報は、事業者の法令遵守の確保や適正な法執行のために必要と認められる法令の規定に違反する行為に関する事実のうち、農林水産省が処分又は勧告等をする権限を有する場合に限っています。

令和4年度（前年度）

窓口設置場所	通報件数 ※1	受理件数 ※2	調査に着手した 件数※2	是正措置を講じた 件数※2
本省、地方農政局等及び沖縄 総合事務局	17 (14)	15 (8)	12 (8)	6 (4)

※1 通報件数は、当省が措置等権限を有する法令違反に関する通報で、調査期間内（令和4年4月1日～令和5年3月31日）にあったものの件数である。

※2 受理件数、調査に着手した件数、是正措置を講じた件数は、前年度以前に受け付けた通報を当該年度に対応したものが含まれる。